

桶川市既存木造住宅耐震化事業補助金のご案内

～ 建築物の耐震化をすすめましょう ～

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災以降も毎年のように大きな地震が発生しており、平成23年3月に発生した東日本大震災では、桶川市でも震度5弱を記録し、瓦が落下するなどの被害が出ました。

またいつ発生するかわからない大地震から皆さんの生命及び財産を守るためには、皆さんの生活している建築物が一定の耐震性を有している必要があります。

そこで、桶川市では平成21年度より一定の要件を満たした木造住宅の耐震診断及び耐震改修についての補助制度を設け、平成23年度より耐震改修と併せて行うリフォーム及び建替えについても補助対象とするように制度を拡充しました。

なお、補助制度の概要は次のとおりです。詳しくは、下記までお問合せください。

桶川市都市整備部建築課建築指導グループ

住所：桶川市上日出谷937-1（分庁舎内） 電話：048-786-3211(代)

耐震診断費用の補助

補助対象となる建築物の要件

- ・市内に所在している一戸建て住宅又は兼用住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ・在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること
- ・地階を除く階数が2以下であること
- ・建築基準法その他の法令に違反していないこと

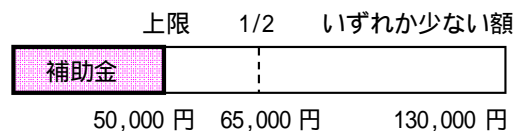
補助対象者となる申請者の要件

- ・建築物の所有者又は居住者（2親等以内の親族が所有する場合に限る）であること
- ・市税を滞納していないこと

補助金の額

耐震診断に要する費用又は1戸当たり130,000円のうち、いずれか少ない額の1/2で、かつ、50,000円まで

例) 耐震診断費用が150,000円の場合



耐震診断の依頼先

- ・建築士事務所に属する建築士

耐震診断（耐震改修の設計）は、建築士の主たる業務のひとつです。建築士事務所として登録されている業者（に属する建築士）に相談してください。

なお、埼玉県や(財)日本建築防災協会などでは、建築関係団体と調整の上、耐震診断や耐震改修のできる設計事務所及び工事業者の一覧をホームページに掲載しています。また、埼玉県内の右記建築関係団体でも、それぞれ相談窓口を開設しています。相談先がわからない場合は、参考にしてください。

名称	電話番号
(社)埼玉建築士会	048-861-8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	048-864-9313
(社)埼玉建築設計監理協会	048-861-2304

耐震改修費用の補助

補助対象となる建築物の要件

「耐震診断費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

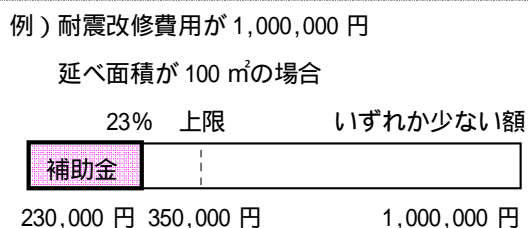
- ・耐震診断の結果、改修が必要である（上部構造評点が1.0未満又はその基礎が安全でない）と判定されたものであること

補助対象となる申請者の要件

- ・建築物の所有者、かつ、居住者であること
- ・居住者全員が市税を滞納していないこと
- ・（共有名義の場合）すべての所有者から耐震化事業の実施について承諾を得ていること

補助金の額

耐震改修に要する費用又は
延べ面積×32,600円のうち、
いずれか少ない額の23%で、
かつ、350,000円まで



リフォーム費用の補助

対象となる建築物の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

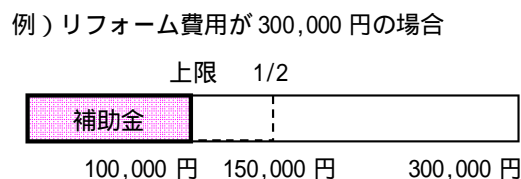
- ・耐震改修と併せてリフォームを行うものであること

補助対象となる申請者の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる申請者の要件」に該当すること

補助金の額

リフォーム（耐震改修と併せて行う修繕や
模様替等に限る）に要する費用の1/2で、
かつ、100,000円まで



ただし、耐震改修費用の補助金と合算して350,000円まで

建替え費用の補助

対象となる建築物の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

- ・既存の建築物を除却し、同一敷地内に新たに建築するものであること
- ・市内に本店を置く建設業者が建築するものであること

補助対象となる申請者の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる申請者の要件」に加え

- ・引き続き3年以上市内に居住しているものであること

補助金の額

除却する建築物の
延べ面積×32,600円の23%で、
かつ、350,000円まで

